

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第73号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
1～41 略		1～41 略	
42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	米子市、倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町	42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	米子市、倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町
(1) 略		(1) 略	
(2) <u>第34条第13号の規定による届出の受理</u>		(2) <u>第34条第9号の規定による届出の受理</u>	
(3) <u>第34条の2第1項（第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による国の機関又は都道府県等との協議</u>		(3) 略	
(4) 略		(4) 略	
(5) 略		(5) 略	
(6) 略		(6) 略	
(7) 略		(7) 略	
(8) 略		(8) 略	
(9) 略		(9) 略	
(10) 略		(10) 略	
(11) 略		(11) 略	
(12) 略		(12) 略	
(13) 略		(13) 略	
(14) 略		(14) 略	
(15) 略		(15) 略	
(16) 略			
(17) <u>第43条第3項の規定による</u>			

<p>国の機関又は都道府県等との協 議</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p>	<p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p>
<p>43 ~ 48 略</p>	<p>43 ~ 48 略</p>

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。